

## 堺市・大阪狭山市消防広域化協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市・大阪狭山市消防広域化協議会規約（以下「規約」という。）

第8条第2項の規定に基づき、堺市・大阪狭山市消防広域化協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び所掌事務)

第2条 専門部会は、総務部会、警防部会、救急部会及び予防部会とする。

2 専門部会は、次に掲げる事項について専門的に調査及び研究を行う。

- (1) 広域化の方式及びスケジュールに関する事項
- (2) 組織に関する事項
- (3) 職員の処遇等に関する事項
- (4) 施設整備に関する事項
- (5) 経費負担等に関する事項
- (6) 消防団等との連携確保に関する事項
- (7) 防災・国民保護担当部局との連携確保に関する事項
- (8) その他必要な事項

(組織)

第3条 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

3 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会長等の職務)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長は、専門部会の調査及び研究の結果について、堺市・大阪狭山市消防広域化協議会幹事会に報告する。

3 部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議（以下単に「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 部会員は、会議に出席することができないときは、その権限を委任して代理者を会議に出席させることができる。

4 部会長は、会議を招集する暇のない場合及び議案が軽易である場合は、会議に付議すべき事案の内容を記載した書面を幹事に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。

5 専門部会は、必要に応じて各部会の会議を合同で開催することができる。

- 6 前項の規定により開催する合同の会議（以下単に「合同会議」という。）は、総務部会長が招集し、総務部会長がその議長となる。
- 7 部会員は、合同会議に出席することができないときは、代理の者を合同会議に出席させることができる。
- 8 部会長（合同会議にあつては、総務部会長）は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 専門部会の庶務は、規約第9条第1項に規定する事務局において処理する。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が部会に諮り別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和元年8月8日から施行する。

別表（第3条関係）

	堺市（消防局）	大阪狭山市（消防本部）
総務部会	総務部総務課長 総務部人事課長	総務グループ課長 総務グループ参事
警防部会	総務部総務課長 警防部警防課長 警防部通信指令課長	総務グループ課長 警防グループ課長
救急部会	総務部総務課長 救急部救急課長 救急ワークステーション所長	総務グループ課長 救急グループ課長
予防部会	総務部総務課長 予防部予防査察課長 予防部危険物保安課長	総務グループ課長 予防グループ課長